

高松市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成23年8月15日

高松市監査委員 吉田正己  
 同 山下稔  
 同 波多等  
 同 森谷忠造

平成23年度定期監査結果報告等について

第1 教育委員会教育部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成22年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
教 育 委 員 会 教 育 部 総 務 課 (新設統合校整備室) 学 校 教 育 課 保 健 体 育 課 生 涯 学 習 課 (少年育成センター) (生涯学習センター) 文 化 財 課 人 権 教 育 課 中 央 図 書 館 総 合 教 育 セ ン タ ー 高 松 第 一 高 等 学 校	平成22年度の行政事務の執行および財務に関する事務の執行	平成23年4月1日から同年6月6日まで

## (2) 監査の方法

平成22年度の行政事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとって行われているかどうかに意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、小・中学校の施設・体育器具等管理、薬品管理、警備管理および防災管理について、実地監査を行った。

## (3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## (4) 今回の監査で指摘した事項

### ア 業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの

平成22年3月19日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、総務課の遊具体育器具設備保守点検業務委託契約および保健体育課の高松市朝日新町学校給食センター圧力容器性能検査業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種

の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

(総務課，保健体育課)

イ 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する必要がないと認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが、総務課新設統合校整備室の四番丁小学校跡施設および保健体育課の高松市朝日新町学校給食センターに係る使用許可については、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同使用許可伺決裁に、その理由を記載していないので、今後、同種の決裁を受ける場合は、その理由を決裁に明記されたい。

(総務課新設統合校整備室，保健体育課)

ウ 特定の随意契約に係る公表をすべきもの

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定および平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ，役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により、契約内容等を公表しなければならないが、生涯学習課の高松市立牟礼公民館庭園整備業務委託および文化財課の讃岐国分寺跡・讃岐国分尼寺跡・六ツ目古墳除草等業務委託に係る社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については、公表が行われていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。

(生涯学習課，文化財課)

エ 単価契約に係る執行伺を適正に作成すべきもの

文書法制事務の手引の第2章第2節第7項では、単価契約に係るものは、実施・見積徴取決裁と単価契約締結決裁の両決裁をもって執行伺とする旨規定されているが、平成22年度塩江地区学校統合広報誌「しおのえ学校づくりだより」塩江地区仕分け配送業務に係る執行伺については、実施・見積徴取決裁と単価契約締結決裁に分けずに決裁

を受けているので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。

(総務課新設統合校整備室)

オ 契約書を作成すべきもの

高松市契約規則第21条第1項第1号別表第6号に掲げる額を超える契約を締結する場合には、同規則第20条第1項の規定により、契約書を作成しなければならないが、平成22年度高松市子ども環境学習交流会参加生徒等バス輸送業務は、50万円を超える契約であるにもかかわらず、契約書の作成を省略し、請書により契約を締結しているため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同項の規定により契約書を作成されたい。

(学校教育課)

カ 業務委託契約の検収に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市契約規則第30条第2項の規定では、検収員は、物件の買入れその他の契約についてその給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容および数量について検収を行わなければならないとし、同条第5項の規定では、検収員は、検収をしたときは、検収調書を作成し、市長に提出しなければならないとしているが、平成22年度高松地域小・中・高等学校校外特別補導事業委託契約および高松市緊急指導対策事業委託契約については、受託者から実績報告書が提出された際に、その履行に係る検収調書を作成していないため、今後、同様の契約を締結した場合には、契約業務の履行後に適正な検収を行われたい。

(生涯学習課少年育成センター)

キ 業務委託契約における監督員任命手続を適正にすべきもの

業務委託契約において監督員を任命するときは、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1人事の表第2項の規定により、主管課長までの決裁を受けなければならないが、高松市歴史資料館古文書解読業務委託については、契約書に監督員の職務を盛り込んでいるにもかかわらず、監督員の任命の決裁を受けてい

ないので、今後は、契約に係る執行伺決裁上で監督員を定めるなど任命手続を適正に行われたい。

(文化財課)

ク 直接購入の根拠規定を適正に記載すべきもの

直接購入することができる物品については、高松市物品会計規則第20条第3項に規定されているが、購入する物品が図書の場合の根拠規定は、平成22年4月1日に同項第1号から第4号に改正されているにもかかわらず、改正前の第1号を根拠規定として決裁を作成しているため、今後、同種の決裁を作成する場合には、適正な根拠規定を記載されたい。

(中央図書館)

ケ 特別決裁による運用を適正に行うべきもの

図書館における物品の取扱いについては、平成3年に作成された特別決裁を根拠規定としており、新刊全件マーク・TCR内容細目ファイル・TCRメンテナンスマーク（機械可読目録、コンピュータに対応した内容見出し情報）のいずれも、当時は磁気テープ・CD-ROMで情報を得ていたため、これらを消耗品として取り扱うことを定めているが、現在はデータをダウンロードする方法で購入しているため、使用料及び賃借料から支出しており、特別決裁の変更手続が行われていないため、今後、適正に事務処理されたい。

(中央図書館)

コ 発注簿の事務処理を適正にすべきもの

物品の購入については、発注簿により課長決裁を受けなければならないが、平成23年2月9日発注のプリンタインクについては、発注簿の見積調書欄の記載と異なる数量を発注しているため、今後、同種の発注を行う場合には、発注簿等財務処理要領により、適正に事務処理されたい。

(総合教育センター)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 施設の保守点検業務に係る事務処理について

生涯学習課生涯学習センターおよび高松第一高等学校のエレベーター設備に係る保守点検業務委託においては、建築基準法に基づく年1回の定期検査は受託者により保守点検と併せて実施されているものの、仕様書の中に定期検査を実施することを明記していないので、今後においては、設備の安全性確保の観点から、仕様書に明記し、確実な実施と履行確認を行われたい。

(生涯学習課生涯学習センター，高松第一高等学校)

(2) 物品発注に係る事務処理について

物品の直接購入および一括購入等に係る事務の適正を図るための措置要綱第4条では、各主管の長は、毎月物品の所要計画を立てなければならないと規定し、第5条では、各主管の長は、前条の所要計画に基づき、契約依頼または購入依頼を要するものについては、契約監理課長に依頼の手続をしなければならないと規定しているが、マイクロフィルムリーダープリンタ用トナーの購入については、契約依頼により購入手続を行うべきところを、在庫管理が不十分で購入に緊急を要し、短期間に2度も直接購入により調達しているので、今後は、物品の所要計画を立て、在庫管理を徹底し、効率的かつ経済的な発注に努められたい。

(中央図書館)